

玉名市通所型サービスC事業業務委託
(元気あっぷ教室)
公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月

玉名市

1 趣旨

この要領は、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業のうち通所型サービスC（短期集中予防サービス。通称「元気あっぷ教室」という。）に係る業務を委託するに当たり最適な者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

なお、本業務の委託期間は「第9期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（計画期間：令和6年度から令和8年度）と整合を図る観点から令和6年度から3か年度とし、「2 業務名」に掲げるそれぞれの会場について契約候補者を選定するものである。

2 業務名

「玉名市通所型サービスC事業業務委託（元気あっぷ教室）」

- (1) 玉名会場
- (2) 横島会場

3 業務の目的・内容

「玉名市通所型サービスC事業業務委託（元気あっぷ教室）仕様書」のとおり。

4 委託期間

委託契約日から令和9年3月31日まで

5 委託料の限度額（1会場当たり）

3か年度合計 17,595,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。各年度5,865,000円。）

6 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業所は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 事業の運営主体となる事業所であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成17年告示第103号に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25号）第2号第4号に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

7 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
募集要領等の公開	令和5年12月26日（火）
質問書の提出期限	令和6年1月12日（金） 正午必着
質問書に対する回答（ホームページに掲載）	令和6年1月18日（木）
参加申込書等の提出	令和6年1月26日（金） 午後5時必着

参加資格審査・通知（第1次審査）	令和6年2月1日（木）
プレゼンテーション（第2次審査）	令和6年2月16日（金）（予定）
契約候補者の選定結果通知・公表	令和6年2月26日（月）（予定）
事業開始	令和6年4月

8 質問書の受付

本業務について、質問がある場合は次のとおりとする。

- (1) 提出物 質問書（様式1）
- (2) 提出期限 令和6年1月12日（金）正午必着
- (3) 提出方法 ファックス又は電子メールによること。送信後は受信の確認を必ず行うこと
- (4) 提出場所 玉名市 健康福祉部 高齢介護課
- (5) 質問の回答 質問及び回答は、令和6年1月18日（木）に、本市のホームページ上に掲載する。

9 申込書等の提出

次の書類を令和6年1月26日（金）午後5時までに、玉名市健康福祉部高齢介護課高齢者支援係に郵送（簡易書留に限る。）又は持参すること。なお、ファックス又は電子メールによる提出は受け付けない。

様式	提出書類	内容、留意事項等	部数
様式2	参加申込書	様式に従い記載する。申し込む会場に丸を付けること。	1部
様式3	企画提案書	様式に従い記載する。	6部
任意	企画提案書		6部
任意	提案者の概要	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	6部
様式4	受託業務実績	類似業務の受託実績について記載する。	6部
様式5	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	6部
任意	見積書	積算の基礎（内訳）を記載すること。	1部
—	納税証明書 滞納のない証明書	国税、県税及び市町村税に係る書類で、3か月以内に発行されたもの	1部

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和6年2月16日（金）（予定。詳細については、別途通知する。）
- (2) 場所 玉名市役所 本庁舎
- (3) 出席者 3人以内 なお、本業務の管理者及び担当者（主となり指導に当たる者をいう。）は必ず出席すること。
- (4) 提案内容の説明
 - ア プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。
 - イ 説明時間は15分とする。※準備時間は含まない。
 - ウ 質疑応答は30分とする。
- (5) 複数の会場に申し込む場合もプレゼンテーションは1回のみとする。
- (6) 備品の貸出 プレゼンテーションに当たり機材等が必要な場合は、参加者において用意すること。ただし、スクリーンは市から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

- (7) 参加の辞退参加申込書等の提出後に辞退する際は、参加辞退届（様式6）を郵送又は持参により提出すること。

11 優先交渉者の選定方法

- (1) 審査 審査は、市が設置する選定委員会において、別紙「審査基準」に基づいて行う。審査の結果、最高点を獲得した者を契約候補者として決定し、次に得点の高かった者を次点の事業者として決定する。なお、参加申込者が1者であった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均が80点以上であればプロポーザル実施要領等の内容を満たすと判断し、その提案者を優先交渉権者として決定する。
- (2) 審査結果の通知 審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

12 失格条件

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 委託料の限度額を超えた場合
- (6) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。
- (2) 申込書は1者につき1案とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本業務で得た成果品及び著作権については、市と受託者に帰属する。
- (6) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託について書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 問い合わせ先

玉名市 健康福祉部 高齢介護課 高齢者支援係
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
電話 番号：0968-75-1339
ファックス番号：0968-73-2362
電子メール：korei@city.tamana.lg.jp

(別紙)

令和5年度玉名市通所型サービスC事業業務委託審査基準

評価項目	評価基準	配点	小計
実施内容	事業の目的・内容等を的確に把握しているか	5	51
	短期集中で利用者の心身機能の改善及び生活機能の向上に資する事業運営・プログラムとなっているか	5	
	利用者が日常的に運動を実践できるように意欲を高める工夫があるか	5	
	リハビリテーション専門職が適切に関与し、アセスメント及びモニタリングを行えるか	5	
	運動器機能改善に関し、積極的に取り組み、適切なプログラム内容が計画されているか	6	
	認知機能低下予防及びうつ予防に関し、積極的に取り組み、適切なプログラム内容が計画されているか	6	
	栄養改善に関し、積極的に取り組み、適切なプログラム内容が計画されているか	6	
	口腔機能の改善に関し、積極的に取り組み、適切なプログラム内容が計画されているか	6	
	利用者がプログラム終了後も生活機能の維持ができるよう、適宜関係機関との連携が十分にとれる体制であるか	7	
支援計画	利用者の身体状態に応じた適切なプログラムとなっているか	5	10
	スポット訪問が必要な利用者に対しては、適切に実施し、その内容をプログラムに反映できる体制であるか	5	
管理体制	専門的な業務が安定的に実施できる体制となっているか	5	26
	事業実施担当者が適切に配置されているか	4	
	サービスを円滑かつ安全にできる体制であるか（送迎業務含む）	4	
	事故や緊急時の対応・連絡体制が図られているか	3	
	個人情報の保護についての対策が充分であるか	3	
	感染症対策が十分に取られているか	3	
	介護予防事業の業務実績や経験があるか	4	
プレゼンテーション	事業の目的・内容が反映された企画提案書の説明がわかりやすくなされたか	5	13
	業務に関する取り組みに意欲が感じられたか	5	
見積価格	競合他社と比較して妥当な金額であるか	3	
合計			100